

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 の一部改正に伴う記載の修正について

1 概要

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下、「流通業務総合効率化法」という。）の一部改正により、同法の構成に変更があったことから、同法に規定する「総合効率化計画」及び「特定流通業務施設」に関する条文に条ずれが生じています。（令和6年5月15日公布、令和7年4月1日施行）

これに伴い、地区計画（地区整備計画「建築物等の用途の制限」）において、流通業務総合効率化法を引用しているものに条ずれ等が生じることから、同法文との整合を図るため、地区計画の記載を修正します。

2 流通業務総合効率化法の一部改正による条ずれ等（概要）

改正後			改正前	
題名	物資の流通の効率化に関する法律	←	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	
条文	第6条	←	第4条	
	第4条	←	第2条	

3 流通業務総合効率化法の一部改正に伴い地区整備計画の記載を修正する地区及び修正内容

地区計画の名称		建築物等の用途の制限	
		修正後	修正前
曾根地区 地区計画	新産業A地区	物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第6条第1項	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第1項
		同法第4条第3号	同法第2条第3号
	新産業B地区	物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第6条第1項	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第1項
		同法第4条第3号	同法第2条第3号